

東京都は、感染症の拡大防止と経済活動の両立に向け、テレワークを更に定着させるため、在宅勤務に加えてサテライトオフィスを利用したテレワークも推進しています。本事業は施設の設置が少ない都内市町村部を中心に、企業等が新たに開設するサテライトオフィスの整備・運営費を補助するものです。

民間コース ※企業・団体等が対象

サテライトオフィス設置コース

- ・都内の市町村で新たにサテライトオフィスを設置すること
 - ・複数の企業の労働者が利用できる共用型のサテライトオフィスであること
 - ・サテライトオフィスの面積は50平方メートル以上、席数は5席を下回らないこと。
- ※その他要件有

ミニワーケーションコース

- ・西多摩地域及び島しょ地域等で、新たにワーケーションに資するサテライトオフィスを設置すること
- ・既存の観光等施設内の空きスペースを活用して、小規模のサテライトオフィスを設置するものであること（2席以上）※その他要件有

コース名	設置地域	補助限度額	補助率
サテライトオフィス設置コース	市町村	○整備・改修費 1500万円（2000万円【注1】） ○運営費（2年間分） 600万円（800万円【注1】）／年	○整備・改修費 2分の1（3分の2【注1】） ○運営費 2分の1（3分の2【注1】）
ミニワーケーションコース	西多摩・島しょ等	○整備・改修費 133万円	○整備・改修費 3分の2

【注1】 補助事業者が保育所を併設又は利用者のスキルアップ等を図る事業を実施する場合やサテライトオフィス整備推進地域に設置する場合（整備・改修費のみ）に、補助限度額・補助率アップ

申請書類の提出期間

提出期間：令和4年5月9日（月曜日）～令和4年8月31日（水曜日）